

我孫子市鳥の博物館条例施行規則の一部を改正する規則

我孫子市鳥の博物館条例施行規則（平成元年教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(入館の手続)</p> <p>第5条 博物館に入館しようとする者（<u>中学生以下の者を除く。</u>）は、<u>条例第5条第1項</u>に規定する入館料<u>又は3館共通入館料</u>を納入し、入場券の交付を受けなければならない。</p>	<p>(入館の手続)</p> <p>第5条 博物館に入館しようとする者は、<u>条例第5条</u>に規定する入館料を納入し、入場券の交付を受けなければならない。</p>
<p>(入館料の免除)</p> <p>第7条 <u>条例第5条第1項ただし書</u>の規定により、入館料を免除することのできる場合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）<u>第2条第1号</u>に規定する障害者が入館するとき。</p> <p>(3) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(入館料の免除)</p> <p>第7条 <u>条例第5条</u>の規定により、入館料を免除することのできる場合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）<u>第2条</u>に規定する障害者が入館するとき。</p> <p>(3) <u>小学校及び中学校の児童及び生徒が、学校行事として入館するとき。</u></p> <p>(4) 略</p> <p>2 略</p>

附 則

この規則は、平成26年4月26日から施行する。